

# 小平市ホームページが より便利に

小平市ホームページに新たなサービスが加わりました。ぜひご利用ください。

- 地図情報提供**
- ▼サービス
  - ▼このあたり地図検索
  - ▼ぶるべー・NAVI

「このあたり地図検索ぶるべー・NAVI」は、小平市ホームページで提供する市内の公共施設や文化施設、公園などを地図上で検索できるサービスです。

施設の用途に応じ、15のメニューに分かれています。探している情報にあわせてメニューを選び、使用してください(図1)。

ホームページアドレスは <http://www.city.kodaira.nagano.jp> です。

- ▼市内住所検索
- ▼住所での検索は、画面に従い町名、丁目、地番の順番で入力し、検索します。
- ▼駅名検索
- ▼駅名検索は、名称の部分一致検索(あいまい検索)ができます。駅名にはすべてふりがなを付け、五十音順で表示します。
- ▼施設名検索
- ▼全登録施設の名称の部分一致検索(あいまい検索)や、詳細検索で種別・住所などを指定し、キーワード検索することもできます。

## 市で行う 無料相談の 上手な受け方

市では、さまざまな相談を無料でを行っています(下表参照)。秘書広報課で受け付けている相談(下表左側)を上手に受けるためには、次のことがポイントになります。

◆相談内容は整理して  
相談時間が限られているので、事前に相談内容を整理し、個条書きなどしておくことスムーズに進みます。

トップページにあるぶるべー・NAVIのボタンから検索できます。

- ◆メニュー分類
- ▼市内施設
- ▼文化・体育施設
- ▼公民館
- ▼図書館
- ▼地域センター・児童館
- ▼観光情報
- ▼福祉関連施設
- ▼子育て支援施設
- ▼学校教育施設
- ▼公園
- ▼病院・医院
- ▼コミバス・コミタク
- ▼市報配布場所
- ▼避難場所
- ▼投票所

◆検索方法

◆市内住所検索

◆駅名検索

◆施設名検索

◆事実ありのままに  
相談員は、相談者の話を前提にして相談に応じています。不利と思うことでも事実を話すことが、より良い助言を得る秘訣です。

◆解決は自分の手で  
相談は、あくまでも問題解決への方法・方向を示すものです。問題の解決は、相談者自身で行うこととなります(市や相談担当者で解決をすることができません)。

問合せ 秘書広報課 ☎042(346)95008

◆無料相談  
総務省から委嘱された行政相談委員が行政相談所を



図1 このあたり地図検索ぶるべー・NAVI



図2 市報デジタル版 web kodaira

開設します。  
とき 10月19日(水)  
午後1時～3時まで  
ところ 市役所1階ロビー  
内容 国や都の仕事などに対する要望、苦情ほか  
担当 行政相談委員

開設します。  
とき 10月22日(土)  
午前10時～午後4時  
ところ 中央公民館  
内容 司法書士相談、不動産の相続・贈与・売買、借地借家、成年後見、遺言登記、クレジット・サラ金少額訴訟などの相談  
税理士相談：司法書士相談に関連する税務相談  
主 催 東京司法書士会田無支部  
申込み 当日、会場へ  
問合せ 司法書士 下村 ☎042(461)9134

外国語自動翻訳システム  
外国語自動翻訳システムは、小平市ホームページの内容を機械的に自動翻訳するもので、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語の4か国語に対応しています。

市報デジタル版「web kodaira」は、市報デジタル版「web kodaira」は、ホームページアドレスは <http://www.library.kodaira.jp> です。

違反対象物の公表制度  
違反対象物の公表制度は、建物の立ち入り検査によって把握した消防関係法令違反の情報を提供し、皆さんが建物の利用を判断できるようにした制度です。

多摩東人権啓発活動地域  
ネットワーク協議会事業

## 講演と映画の集い

とき 10月29日(土)  
午後1時～4時30分(予定)  
午後0時30分開場

ところ 小平市民文化会館  
(ルネこだいら) 大ホール

費用 無料

内容 第1部 講演  
動物に学ぶ人の生きかた  
講師 中川志郎さん(日本動物愛護協合理事長・元上野動物園長)

第2部 映画  
旭山動物園物語  
ペンギンが空を飛ぶ(字幕付き)

申込み 当日、会場へ  
問合せ 秘書広報課 ☎042(346)9508

外国語自動翻訳システム  
外国語自動翻訳システムは、小平市ホームページの内容を機械的に自動翻訳するもので、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語の4か国語に対応しています。

違反対象物の公表制度  
違反対象物の公表制度は、建物の立ち入り検査によって把握した消防関係法令違反の情報を提供し、皆さんが建物の利用を判断できるようにした制度です。

ご利用ください 無料相談				
相談名	相談日	定員	相談時間など	申込み・問合せ
法律相談	10月6日(木)	各20人	相談時間 午後1時～4時 申込み受付 予約制(電話可) 午前8時30分～午後5時(相談日当日は午後1時まで。土曜・日曜日、祝日を除く)	秘書広報課 市民相談担当 042(346)9508
	10月13日(木)			
	10月20日(木)			
税務相談	10月13日(木)	20人	※○印のみ、相談時間は午前9時～正午(相談日当日の受付は午前9時まで)。	
	10月24日(月)	10人		
交通事故相談	○10月4日(火)	各6人	※10月13日は、市民総合相談。	
	10月18日(火)			
登記相談	10月13日(木)	各5人	※予約を取り消す場合は、必ずご連絡ください。	
住宅・不動産相談	10月25日(火)			
相続・暮らしの相談	10月13日(木)			
年金・労務相談	10月13日(木)	各5人	午前8時30分～午後5時	
行政相談	10月19日(水)			
人権・身の上相談	10月21日(金)			
家庭相談	10月17日(月)			
市民相談	月曜～金曜日(祝日を除く)市に対する意見、要望、その他			

優良住宅の特例  
一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合、新築住宅にかかる不動産取得税の特例控除額が増額され、1千3百万円(認定長期優良住宅以外の特例適用住宅を取得した場合)は1千2百万円となり